

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本船主協会  
企画部長 宇佐美 和里

**収益認識に関する会計基準（案）等  
についてのコメントの募集（回答）**

貴委員会が本年 7 月に公表された標記のコメントの募集に関して、我が国海運業界を代表して、下記のとおりコメントを提出致しますので、ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 記

	質問項目
質問 1	本公開草案の開発にあたっての基本的な方針及び連結財務諸表に関する方針、並びに当該方針等を踏まえて検討した個別財務諸表に関する方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
回答	同意する。
質問 2	本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
回答	同意する。
質問 4	本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
回答	同意する。 収益認識に関する会計基準の適用指針(案)第 96 項にある船舶による運送サービスについての定めは、原則的な処理をすることに対するコストが多くなる反面、原則的な取扱いをした結果と代替的な取扱いをした結果とでは、比較可能性を損なうほどの大きな差異は生じないと考えられることから、コストとベネフィットとのバランスの観点からも妥当な提案である。

質問 5	本公開草案では、開示（表示及び注記事項）に関して、早期適用時においては、必要最低限の定め（企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点についての注記）を置くことを提案し、企業会計適用時（平成 33 年 4 月 1 日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首）における定めについては、当該適用時までに検討することとしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
回答	同意する。 但し、企業会計適用時に定めるものについては、十分な準備期間が確保されることと、コストとベネフィットのバランスを意識した開示（注記事項）となるような検討が行われることを期待している。
質問 6-1	本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
回答	同意する。
質問 6-2	本公開草案において、適用初年度における実務上の負担を考慮し、経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
回答	同意する。

以上